

むつ市議会第213回定例会会議録 第2号

議事日程 第2号

平成24年9月10日（月曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

第1 行政報告

【議案質疑、委員会付託、一部採決】

- 第2 議案第44号 むつ市男女共同参画推進委員会条例
- 第3 議案第45号 むつ市食育推進会議条例
- 第4 議案第46号 むつ市都市計画審議会条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第47号 むつ市介護老人保健施設条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第48号 むつ市脇野沢高齢者福祉施設条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第49号 財産の取得について
(むつ市消防団川内消防団第12分団及び大畑消防団第9分団配備の小型動力ポンプ付積載車を老朽化に伴い更新するためのもの)
- 第8 議案第50号 財産の取得について
(小形ロータリー除雪車を配備するためのもの)
- 第9 議案第51号 新たに生じた土地の確認について
- 第10 議案第52号 新たに生じた土地の字名について
- 第11 議案第53号 青森県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 第12 議案第54号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについて
- 第13 議案第55号 平成24年度むつ市一般会計補正予算
- 第14 議案第56号 平成24年度むつ市介護保険特別会計補正予算
- 第15 議案第57号 平成23年度むつ市一般会計歳入歳出決算
- 第16 議案第58号 平成23年度むつ市国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 第17 議案第59号 平成23年度むつ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 第18 議案第60号 平成23年度むつ市下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 第19 議案第61号 平成23年度むつ市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算
- 第20 議案第62号 平成23年度むつ市介護保険特別会計歳入歳出決算
- 第21 議案第63号 平成23年度むつ市魚市場事業特別会計歳入歳出決算
- 第22 議案第64号 平成23年度むつ市水道事業会計利益剰余金の処分について
- 第23 議案第65号 平成23年度むつ市水道事業会計決算
- 第24 報告第21号 平成23年度むつ市一般会計継続費精算報告書
- 第25 報告第24号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成24年度むつ市後期高齢者医療特別会計補正予算)
- 第26 報告第25号 専決処分した事項の報告について

(和解及び損害賠償の額を定めることについて)

第27 報告第26号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて

(平成24年度むつ市一般会計補正予算)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（26人）

1番	上	路	德	昭	2番	横	垣	成	年
3番	工	藤	孝	夫	4番	佐々木			肇
5番	川	下	八十美		6番	目	時	睦	男
7番	村	川	壽	司	8番	佐	賀	英	生
9番	東		健	而	10番	石	田	勝	弘
11番	菊	池	広	志	12番	斉	藤	孝	昭
13番	濱	田	栄	子	14番	浅	利	竹	二郎
15番	中	村	正	志	16番	半	田	義	秋
17番	村	中	徹	也	18番	大	瀧	次	男
19番	富	岡		修	20番	佐々木		隆	徳
21番	富	岡	幸	夫	22番	鎌	田	ちよ	子
23番	菊	池	光	弘	24番	岡	崎	健	吾
25番	白	井	二	郎	26番	山	本	留	義

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	宮	下	順	一郎	副市長	新	谷	加	水
教育長	遠	島		進	公営企業 管 理 者	遠	藤	雪	夫
代表委員 監査委員	小	川	照	久	総務政策 部 長	伊	藤	道	郎
財務部長	下	山	益	雄	民生部長	奥	川	清	次郎
保健福祉 部 長	松	尾	秀	一	経済部長	澤	谷	松	夫
建設部長	鏡	谷		晃	川内庁舎 所 長	布	施	恒	夫
大畑庁舎 所 長	工	藤	治	彦	脇野沢 庁 舎 所 長	猪	口	和	則
会管総政理 出 納 室 長	大	橋		誠	選挙管理 委 員 会 長	氣	田	憲	彦
監査委員 長	星		久	南	農委事務 局 員 長	山	口	勝	美
教育部長	齋	藤	秀	人	教委事務 局 員 長	岩	崎	・	男

業長道長	齊	藤	鐘	司	務部策監携長	花	山	俊	春
企 務 部策監	石	野		了	部策監	竹	山	清	信
營 水 生理 一	杉	山	重	行	健部策監	古	川	俊	子
公局下部	鹿	内		徹	部策監	吉	田		正
財政推	望	月		操	務部長	柳	谷	孝	志
民副市久課	野	藤	賀	範	務部調整長	高	橋		聖
保福副健課	氏	家		剛	部長	木	村	善	弘
建副都課	畑	中	秀	樹	部民課幹	樋	山	政	之
總政總總	下	山	房	雄	部市課幹	荒	谷		保
財財	山	崎	幸	悅	務部課查	栗	橋	恒	平
民生課									
建土									
教委事生課									

事務局職員出席者

事務局長	須	藤	徹	哉	次	長	柳	田		諭
總括主幹	濱	田	賢	一	主任主	查	小	林	睦	子
主任主査	石	田	隆	司	主	査	村	口	一	也

◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（山本留義） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は26人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

○議長（山本留義） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

まず、けさほど市長から、今定例会に提出されております平成23年度むつ市一般会計歳入歳出決算書の一部に誤謬訂正がありましたので、お手元に配付しております。

次に、本日この後重要文化財指定記念展示「二枚橋2遺跡出土品」の紛失について、市長から行政報告がありますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（山本留義） 本日の会議は議事日程第2号により議事を進めます。

◎日程第1 行政報告

○議長（山本留義） 日程第1 行政報告を行います。

市長から報告を求めます。市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） おはようございます。このたび国の重要文化財指定記念として開催しておりました「二枚橋2遺跡出土品」の展示におきまして、展示品の紛失という事案が発生いたしました。この件につきまして、教育委員会からご報告申し

上げます。

○議長（山本留義） 教育長。

（遠島 進教育長登壇）

○教育長（遠島 進） 重要文化財指定記念展示「二枚橋2遺跡出土品」の紛失と発見の経緯についてご報告申し上げます。

まずは、市民の皆様並びに議員各位には、多大なご心配をおかけいたしましたことに対しまして、おわびを申し上げます。

さて、このたび、国の重要文化財指定記念として、8月20日から8月31日までの12日間にわたり、むつ市役所本庁舎大会議室2におきまして、「二枚橋2遺跡出土品」の展示を行いました。

市民の皆様重要文化財のすばらしさをぜひごらんいただきたいとの思いで、重要文化財指定予定の全1,308点を展示いたしました。

紛失に気づいたのは、展示最終日の8月31日、展示終了時の午後5時過ぎでございます。紛失した出土品は、小形土器72点の中の1点でございます。

担当の生涯学習課では、毎日の展示終了時におきまして、展示品の確認を行うこととしておりました。今回の展示に当たりましては、ショーケース並びに規制線を用いて展示会場を整えておりましたが、一部は露出展示でもあったため、常時職員1名と文化財ボランティアの会会員2名の計3名で監視並びに来場者への説明を行っておりました。

紛失に気づいた後は、8月31日金曜日の夜から庁舎内のごみ箱、植木鉢、カウンター及びトイレ並びに庁舎周辺の緑地帯を含めた気のつく範囲の搜索を9月2日日曜日まで行いましたが、発見できませんでした。

そのうえで、関係機関とも連絡、相談、協議をいたし、9月5日には特定はできませんが、盗難の可能性もあることから、被害届を提出し、記者

発表を行った次第でございます。

幸いにも、翌日9月6日の昼12時5分ごろ、庁舎内開放エリア自動販売機前の休憩用の木製腰かけの中心部の床の上に置かれてあった紛失出土品を生涯学習課職員が偶然にも発見をいたしました次第であります。

当教育委員会としては、このたびの事件を十分に検証し、対策を検討するとともに、今後の文化財の保護、管理に生かしていかなければならないものと考えております。

終わりに、市民の皆様並びに議員各位には紛失した出土品が無事戻りましたことをご報告申し上げますとともに、ご協力いただきました関係者各位に対しまして、衷心よりお礼を申し上げ、行政報告といたします。

○議長（山本留義） これより質疑を行います。

ただいまの報告に対し、質疑ありませんか。2番横垣成年議員。

○2番（横垣成年） このたびの紛失したものが結果的には見つかったということで、結果オーライなのでありますが、ただやはりたまたま、これはどこでしたか、木製の腰かけの中心部のところに置かれてあったというところ、それだけでよろしいのかなというのをちょっと今私思いまして、そこで見つかった経過というか、当然これはわからないのですけれども、もうこれで報告して、なぜそこで見つかったかとかというのは今後究明しないのかどうか、もうこれで終了するのかどうか、そこをちょっとお聞きしたいなというふうに思います。

○議長（山本留義） 教育長。

○教育長（遠島 進） この件につきましては、見つかったので、それでオーケーというわけにはもちろんいかない、このことがどのようにして起こったのか、今後にどういう教訓を残していかなければいけないのかということをきちんと求めている

かなければいけないというふうに思います。

そして、今どのような経緯でそこにあったのかというのを調べないのかということでございますが、これにつきましては私たちが調べるのも限界がございますので、警察に被害届を出してございますので、警察の捜査を待ちたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（山本留義） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で行政報告を終わります。

◎日程第2～日程第27 議案質疑、委員会付託、一部採決

◇議案第44号

○議長（山本留義） 次は、日程第2 議案第44号 むつ市男女共同参画推進委員会条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、15番中村正志議員。

○15番（中村正志） 議案第44号 むつ市男女共同参画推進委員会条例について何点か質疑をさせていただきます。

まず最初に、男女共同参画という言葉聞くようになってから大分たっていますし、むつ市でもこれまでいろいろな取り組みをされてきていると思います。そこで、これまでのむつ市としての男女共同参画推進の取り組みの経過と、その成果についてお聞きをしたいと思います。

次に、むつ市男女共同参画推進懇話会というのがこれまでございました。今回は、新しく推進委員会というのをつくるということでありますが、

この懇話会と推進委員会との違いについてお聞きしたいと思います。

3点目、その推進懇話会のほうだったと思いますが、これまでむつ市男女共同参画推進基本計画「むつみあいプラン」というのをむつ市ではつくって、それを推進してきているわけですが、その「むつみあいプラン」の検証は、今現在どのようになっているのでしょうか。

また、今後「むつみあいプラン」以後の計画の策定というのはどうなっているのか、あるいはこの委員会の中で新しくつくっていくものなのかどうか、以上3点お聞きしたいと思います。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） お尋ねの1点目、これまでの男女共同参画推進の取り組みの経過とその成果についてでございますけれども、平成11年の男女共同参画社会基本法の施行、それから平成12年の県のおおもり男女共同参画プラン21の策定等を受けまして、市においても平成13年度に当時の企画課の中に男女共同参画室を設けております。また、平成14年度にはむつ市男女共同参画推進懇話会を設置し、懇話会と庁内の検討委員会との合同作業でむつ市男女共同参画推進基本計画、愛称「むつみあいプラン」ですけれども、これを策定するとともに、翌平成15年度には実施計画を策定いたしまして、この年から男女共同参画の啓発事業として青森県男女共同参画センターと共同でオープンカレッジ in むつを開催してまいりました。昨年度は、新たに県と連携した男の介護ビギナー応援事業を実施するなど、男女共同参画社会に係る意識の向上を目指して各種事業に取り組んできたところでございます。

女性職員の管理職の登用率の増加というようなものがございますけれども、その成果については具体的な数値等によってあらわすことは困難でございますが、男女共同参画社会への理解は徐々にで

はございますが、深まってきているものと考えております。

次に、お尋ねの2点目、むつ市男女共同参画推進懇話会との違いについてでございます。むつ市男女共同参画推進懇話会は、「むつみあいプラン」策定時における計画内容の検討を初め、市が行う男女共同参画に係る事業推進に向けて協力していただく機関として設置しておりましたが、むつ市男女共同参画推進委員会は市長の諮問に応じ、次期基本計画となります、仮称ではありますが、新むつみあいプランの策定を初めとして、男女共同参画社会へ向けた具体的な取り組みを推進するための地方自治法に基づく新たな附属機関として、これまでの懇話会を廃止して設置するものでございます。

お尋ねの3点目、「むつみあいプラン」の検証、「むつみあいプラン」以後の計画の策定はどうかについてでございますが、むつ市男女共同参画推進委員会において、まず現基本計画のこれまでの取り組み等についての検証を行い、国の第3次男女共同参画基本計画及び青森県の第3次おおもり男女共同参画プラン21に掲げられている成果目標等を踏まえまして、むつ市が重点的に取り組むべき事項を委員皆様に協議していただくこととして、当地域の実態に即した次期の基本計画の策定を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 15番。

○15番（中村正志） これまでの取り組みと経過等については説明で理解をいたしましたし、成果については新しい委員会のほうで検証も行うということですので、その結果を待ちたいなというふうに思います。

そうしますと、これまでの懇話会との違いというのは、前の設置要綱を見ても、今回の条例案見ても、中身的にはそんな変わらないなというふう

に感じていますが、ただ単に地方自治法の関係でこうなるというふうな理解でいいのでしょうか。それを再度確認をしたいと思います。

それで、今後新しい計画というのを委員会の中で策定していくというお話ではありますが、やはりその中では、先ほども言ったようなこれまでの検証は大事でありますし、それをもとにした計画を立てるに当たっては、やっぱりある程度目に見えるような形での数値目標みたいなのも盛り込む必要があると思いますが、現時点ではどのようにお考えになっていますでしょうか。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） 男女共同参画推進委員会でございますけれども、現在の基本計画が平成24年度までというようなことで、次期の基本計画を策定するというようなことを主に考えてまいりたいと思っております。そのために、前回は諮問、答申という形ではなかったというようなことでございますので、今回はきちんと附属機関として位置づけて、諮問、答申という形で基本計画を策定してまいりたいと考えております。

次に、計画を立てるに当たっての数値目標等を設置してはというようなことでございますけれども、その辺につきましては、今後設置されますその委員会等で十分に議論していただくことになろうかと思っておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） これで中村正志議員の質疑を終わります。

次に、13番濱田栄子議員。

○13番（濱田栄子） 議案第44号 むつ市男女共同参画推進委員会条例について質疑いたします。

これは、先ほど部長もお話しされましたように、国は平成11年6月23日に男女共同参画社会基本法を制定しております。21世紀の最重要課題と捉えております。そして、これまでの市の取り組みは、

ただいまの中村議員の質疑により理解いたしました。したが、それでは具体的に現在これまで市が設置している委員会、審議委員会等における男女の数と、そのパーセントをお聞きいたします。

2点目は、この条例制定により、おおむねこの後何%を目標設定するかをお聞きいたします。

そして、3点目は、男女のバランスよい社会参加によりどのような社会へと変化すると思われるか。これは、市長にお聞きいたします。

3点お聞きいたします。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 男女共同参画でどのような社会を目指しているかというご趣旨のご質疑だと、このように理解しておりますけれども、先般のロンドンオリンピックなんかを見ますと、私は男女共同参画というふうなことよりも、参画で参加しているわけですが、非常に女性のスポーツ能力がもうメダルの数からして、男子よりも非常に多いというふうな、そういうふうな思いをいたしております。それはそれとして、やはり共同参画で、例えば行政の部分においても、またさまざまな審議会の部分においても、女性の立場から、女性の視点から、またお年寄りの視点からも、そういうふうな形でさまざまな老若男女というふうなことで、女性のそういうふうな声をお聞きして、それを大いに反映させていくべき社会をつくっていかねばいけないものと、このように認識いたしております。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） 委員会や審議会における男女の割合についてのお尋ねでございますが、平成24年4月現在、市が設置しております委員会、審議会等の数は21ございまして、その委員総数は313人でございます。このうち女性委員は56人おりますので、比率につきましては17.9%となっております。

次に、目標設定のお尋ねについてでございますけれども、この条例は男女共同参画を推進するための委員会を設置するための条例でございます。審議会等の男女比を定めるものではございませんので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（山本留義） 13番。

○13番（濱田栄子） もちろんこの条例がその審議会のためのものであることは私も理解しておりますけれども、男女共同と唱えていくなれば、ただいまの委員会の人数に対する女性の数が若干少ないと思ひます。その辺の目標というものを今お聞きしてみました、お答えできませんか。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） 平成22年12月に男女共同参画社会基本法に基づいて政府が策定いたしました第3次の基本計画におきましては、2020年までに指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%程度になるよう期待するというような記載がございますことから、ここにあります30%という数字がある意味一つの目標になろうかと思ひますけれども、その辺につきましても設置されます委員会等の中で十分に議論してまいりたいと思ひます。

○議長（山本留義） 13番。

○13番（濱田栄子） 理解いたしました。

これまでさまざまな男女共同参画社会の推進に取り組まれてきたわけですが、この議場を見れば、それが余り進んでいないということが一目瞭然ではないかなと思っております。ですから、積極的にこの男女共同参画社会の推進に向けて取り組んでいただきたいと思ひます。

ただし、先ほど市長、ロンドンオリンピックのお話をされました。204の参加国の中で全ての国から女性が参加することができました。そして、旗手も40%、4割が女性旗手だったそうです。けれども、やはり競技で戦う相手は女性は女性同士、

男性は男性同士でございます。やはりそれなりに力の差はあるものと思ひます。それぞれの部署に女性の多い場合と、そして男性の多い場合もまた必要ではないかと思ひます。

そして、私たちが男女共同参画社会を進めていくうえで市長にお伺ひいたします。今我々が女性としてこれからどのような分野で努力していかなければならないか。男性の目から見てお答えください。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 男性の立場から見て女性の進出という、これかなり昔の表現なのでしょうけれども、そういうふうな形で、どういうふうなところに活躍の場を求めるとかというふうなご趣旨だと思ひますけれども、そういうふうな形で固定観念を持つというふうなことは、私は避けなければいけないのではないかと、このように思ひます。

先ほどオリンピックの話、それぞれの同性同士のその競技のこの部分はあります。そういうふうなところでは、やはり活躍もしてもらわなければいけませんし、それを一つの固定した観念、これを植えつけるというふうなことは、私は避けたいなど。本当にそれぞれさまざまな分野、本当に世界的な分野、地域的な分野、そういうふうなところがあります。そこに大いに女性の方々のご参加をお願いしたいと、このように思ひます。

この部分において、さまざま本市でも公募というふうな形を審議会、さまざまな委員会、まちづくりの部分においても公募をしてご意見を伺っておりますけれども、なかなかその部分において、女性の手を挙げてくれる方、まだまだ少のうございますので、この部分において濱田議員も積極的に同姓間の中で、こういうふうな委員会がある、審議会がある、公募があるというふうなことをお伝えをしていただいて、それぞれの立場でご発言

を大いにしていただく、そういうふうな場面づくりは私どもはこれから積極的に、これまでも進めてまいりましたけれども、これからも進めていきたいと、そういうふうな趣旨でございますので、大いに参画をしていただきたいと、このように思います。

どこどこにというふうな、そういうふうな固定的なことは、私はこの場でお話することは差し控えたいと、このように思います。

以上でございます。

○議長（山本留義） これで濱田栄子議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第44号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第44号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第45号

○議長（山本留義） 次は、日程第3 議案第45号 むつ市食育推進会議条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。2番横垣成年議員。

○2番（横垣成年） 2点ほどお願いします。

まず、情報公開はされるのかということであります。その情報公開のやり方は、いろいろホームページで見ますと、既にまちづくり会議なんか情報公開されていて、大変よい公開の仕方だなと、むつ市行政も大変開かれてきているなというのを感じておりますので、そういう形のものとなるのかどうかということをお聞きしたいなと思います。

2点目ですが、推進会議で食育、これ国のほうで食育基本法というのをつくったのであります

が、私もちよっと見ますと、かなりそれなりにまた幅広いものがある、自治体でまたできるのがどういう場面なのかということも、余り具体的に想像ができないものですから、市としてはこの推進会議というのを立ち上げてどういうものを目指しているのかということをお聞いているものがあれば、ちょっとお聞きしたいなというふうに思います。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（松尾秀一） 横垣議員のむつ市食育推進会議条例についてのお尋ねにお答えいたします。大きくくりいたしますと、2点ほどのお尋ねかと思いますが、まず先にお尋ねの後段の部分、2点目について答弁させていただきます。

市では、平成19年4月に平成19年度から平成23年度までの5カ年の計画で、むつ市の食育推進に関する基本方針をまとめたむつ市食育推進計画を策定し、朝食を毎日食べる生徒の割合の増加、あるいは肥満者の減少等の目標値を定め、多くの関係者の理解のもと、食育を促進してきたところであります。今年度は、このむつ市食育推進計画の最終評価を行い、さらなる食育の推進を図るため、今後の新たな計画を策定する必要がありますことから、本条例の定めるところにより食育推進会議を設置し、新たなむつ市食育推進計画の策定を行い、次年度以降につきましては食をめぐる現状と課題についても理解し、新たな食育計画の実施を図っていくものであります。

それと、お尋ねの1点目についてでございますが、平成19年4月に策定したむつ市食育推進計画につきましては、市のホームページで公開されておきまして、今後開催される食育推進会議の結果や新たな食育推進計画につきましても、ホームページ等での公開は検討いたしているところであります。

また、まちづくり会議条例との比較につきまし

ては、恐らくむつ市議会第212回定例会において御議決賜ったむつ市市民協働まちづくり会議条例を指しているものと解してお答えいたします。

むつ市食育推進会議条例につきましては、健全な食生活を推進するもので、あくまでも食育に特化した条例の目的からして、むつ市市民協働まちづくり会議条例のような条例の目的が行政全般に広く及ぶものではありません。したがって、ホームページ等の公開は当然想定はしておりますけれども、それ以上の公開につきましては、必要に応じて検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） 2点目のほうであります、今までは朝食をとるようにするとか、肥満を減少させるとか、そういうのに取り組んできたということで、今後これにプラスいろいろ議論されるのかなというふうに思いますので、もう少しそのところを詳しくお聞きしたいなというふうに思います。

というのは、国のほうの食育基本法を見ますと、結局地産地消というか、なるべく地元のものを子供たちに食べてもらうとか、日本は自給率が4割、それこそ米を食べないと7割、8割がほとんど外国産で占められていると。この食事の問題を、それこそこういう現状だということをまず教えて、それを解決するためにはどうするかという、そういう大変大きい課題なんかもあると思うのです、この食育というのは。それこそ日本人は、日本国土には住んでいるけれども、食料という点で見れば、メイド・イン・ジャパンとはとても言いがたいということを行っている方もいるのです。そういうこともきちんと議論しながら、やっぱりむつ市民にはむつ市のものをきちんと食べてもらうとか、そういう形のものも提起していくものなのかどうか、そこのところもちよっとお聞きしたいなとい

うふうに思います。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（松尾秀一） お答えいたします。

この議案の上位法であります食育基本法には、教育関係者、あるいは農林漁業者等の責務という文言が明確にうたわれておりますことから、そういう意味では今横垣議員がおっしゃいましたような部分につきましても、当然専門的な識見を有しているその団体等からのご意見もこれから反映された会議というふうな形で進捗していくことを想定しておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第45号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第45号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第46号

○議長（山本留義） 次は、日程第4 議案第46号むつ市都市計画審議会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、8番佐賀英生議員。

○8番（佐賀英生） 都市計画審議会条例の一部を改正する条例についてなのですが、第7条のところ守秘義務という新しい条項が加わったわけなのですが、このまず加わった事由と、今まで何か不都合なものがあった、これが加わったのかどうか、2点についてお伺いしたいと思います。

○議長（山本留義） 建設部長。

○建設部長（鏡谷 晃） ただいまの佐賀議員の質疑にお答えいたします。

条例に守秘義務が加わったことについての理由でございますが、都市計画審議会は原則公開となっておりますが、案件によりましては非公開とする場合もありますことから、そのような際に知り得た秘密情報等が外部に漏えいすることを防止するためでございます。

お尋ねの2点目、今まで不都合な事由があったのかについてでございますが、あくまでも今後審議会に諮られる案件によっては、個人情報等本来外部に漏れた場合に不利益等をこうむる情報を扱う場合があることを想定し追加したものでございますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 8番。

○8番（佐賀英生） 大体わかりました。そうなれば、当然ある種の罰則規定といえますか、何らかのペナルティーというのが生じてくるかと思うのですが、この文言からいきますと、臨時委員及び専門委員、今現職でやっている委員の方々は、まあまあそういうものが発生したとしてもいいのですが、その職を退いた後も同様とするとあるのですが、それはどのような措置になっていくのでしょうか。

○議長（山本留義） 建設部長。

○建設部長（鏡谷 晃） 具体的に案件が生じた場合に審議会で決定をするということをご理解をいただきたいと思っております。今想定は、我々の段階ではできておりません。

○議長（山本留義） これで佐賀英生議員の質疑を終わります。

次に、2番横垣成年議員。

○2番（横垣成年） 2点ほどお願いします。

今回のこの一部改正で、臨時委員とか専門委員を設けるということですが、これをわざわざ設けなくてはいけないという事案というのはど

ういうものがあるのかということをお聞きしたいと思います。

それと、わざわざそういう臨時委員とか専門委員を設けなくてはいけないということは、そういう事案は今のむつ市の職員では対応できない事案であるというふうに考えていいのかどうか、そのところをまずお聞きしたい。

2点目ですが、この臨時委員と専門委員は特別職というふうな扱いになるのですが、それはどういうものかと。勤務形態とか報酬はどういうふうになるのかということをお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（山本留義） 建設部長。

○建設部長（鏡谷 晃） 横垣議員のお尋ねの臨時委員、それから専門委員を設ける事案とはどういうものか、その事案は市の職員では対応できないのかということについてでございますが、最近の審議案件は、都市計画提案制度によるものなど、都市計画の調査審議内容は複雑化してきておりますことから、審議する案件により密接に関係するものなどを加えた審議をする場合に委嘱する臨時委員と、専門的な知識により調査を必要とする案件が出てきた場合に委嘱する専門委員、これらの委員を市長が委嘱するものでございます。

また、その事案は市の職員で対応できないのかとのことでございますが、あくまでも職員が対応できない事案について各委員を委嘱するものでございます。

お尋ねの2点目、特別職とはどういうものか、勤務形態と報酬はどうなるのかについてでございますが、特別職とは地方公務員法第3条第3項第2号の規定により、法令または条例、地方公共団体等の規定により設けられた委員及び委員会の構成員の職で臨時または非常勤の者となっております。勤務形態につきましては、都市計画に関する審議会に諮る案件があった場合にのみ招集されま

す。また、報酬に関しましては、むつ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例第2条に定められておりますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） 今回の改正は、今までこういう形のものがあったのかどうか、ちょっと私にはわかりませんが、今までは市の行政ではこういう臨時委員とか専門委員をわざわざ設けなくても、今までいろんな事案に対応してきたかというふうに思うのですが、そういう意味ではやはりちょっと疑問があるなというふうに思います。そここのところの対比として、では今まではこういう事案があって対応できてこなかったのか、いや、当然対応できてきたから今現在があるのだと思うのですが、ですからそここの今なぜ設けるのかというのがまだちょっと納得がいかないということと、それとやっぱりこういう臨時委員とか専門委員を設けなくてはいけない事案が発生したときに、こういう人材がすぐ見つかるのかどうかというのちょっと疑問があるのです。そここのところは、きちんと市のほうとしては感触をつかんでいるのか。大体もうこういう人材がむつ市内にはいる、だからこういう改正をして、何かあった場合は、こういう人に頼めるというふうな、そういう人選が今現在あるのかどうかというのちょっとお聞きしたいなというふうに思います。

それと、あと報酬のほう、具体的にどのくらいになるのかというのちょっとお知らせいただければと思います。

○議長（山本留義） 建設部長。

○建設部長（鏡谷 晃） 横垣議員の今なぜ改正が必要なのかの問いにお答えいたします。

ただいまの都市計画審議会の委員の任期は、平成25年1月4日となっております、それに合わせて条文の見直しをしましたところ、各市との比

較からいきますと、臨時委員、専門委員を設けていないのはむつ市だけであることがわかりまして、これを加えることといたしました。

なぜということに関しましては、これを適用したことがあるのかどうかということに関しましては、調査したところ、各市では今のところはないと。ですが、条文上整理して臨時委員及び専門委員を加えることにしておくことで、その速やかな審議に入ることができるということで、ただいまの改正とさせていただきたいという趣旨でございます。

その人選に関しましては、すぐ見つかるのかということなのですが、臨時委員に関しましては、利害関係者の中から選ぶようなことが想定されますので、当然当事者がおられると。その当事者の中から選ぶということになります。専門委員に関しましては、大学の先生等、これまで当都市計画の制定に当たりまして、多少アドバイス等をいただいている先生等ございますので、そういう先生等も含めた大学の先生等が想定されるものと考えております。

報酬につきましては、臨時委員、それから専門委員につきましても、1日6,500円となっております。

○議長（山本留義） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。11番菊池広志議員。

○11番（菊池広志） 若干今の答弁の中で再度お聞きしたいことがございますので、質疑させていただきたいと思います。

むつ市の都市計画審議会というようなことでございます。大変大きい事業等がかかわってくる中で審議会が開催されるものと考えておりますが、この審議委員を、臨時の委員をふやすような状況というようなことと、それから専門委員を置くこと

というようなことでもって、先ほどの部長の答弁では、速やかに審議に入れるというようなことをおっしゃったわけでございますけれども、私は若干そのところは理由にならないような気がしてなりません。やはり審議委員というのはそういう立場にある方々が選抜された中で審議委員としてなるわけでございまして、それが専門職の方か臨時の方が入ったから速やかに審議ができるというようなことは、それは全く理由にならないのではないかというようなことを思っております。であれば、その点についてもう一度臨時委員、それから専門委員というふうなことでもって、その方々が加われば、なぜ審議がスムーズにいったって、今までのやり方だと審議がうまくいかないのかというようなことをお尋ねしたいと思えます。

それから、この臨時委員、それから専門委員というのはわかるのですけれども、やはりその中でなかなか決定できない、大きな事業が入り込むことで決定できない部分があります。その際に、臨時委員の方々も多数決によるというようなこともあり得るわけでございます。その方々の立場としては、臨時委員、また専門委員の方々は、その多数決の中に入ってくるのか。また、多数決は審議会では求めないのか。その点をちょっとはっきりお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（山本留義） 建設部長。

○建設部長（鏡谷 晃） ただいまの菊池広志議員のお尋ねにお答えいたします。

審議委員に臨時委員及び専門委員を加えることで速やかになるというふうには考えられないのではないかというお尋ねですが、臨時委員に関しましては、利害関係のある方の直接の意見が聞けるというようなことがまず1つございます。専門委員に関しましては、先ほど申しましたとおり、大学の先生等を想定しておりますので、専門的な知見を述べていただくことができると。それと、審

議の議決権にかかわることだと思えますが、議決権に関しましては、臨時委員に関しましては議決権を有することになります。専門委員に関しましては、あくまでも調査、報告の範囲にとどめていただくというようなことで考えております。

○議長（山本留義） 11番。

○11番（菊池広志） ですから、我々は審議会そのものは、やはり一般的に言われると、市長の諮問が来て審議をされると。我々は、それはそれとして非常に必要な審議会だなというふうに考えておりますが、この若干名の臨時委員を置くということになれば、若干名とは何名かわからないわけですよね。であれば、こういう部分に関して住民の方々はこう思っているよというふうなことを述べるが、ただ決着がつくときには、臨時委員の方々も議決権を持つとなると、やはりその部分には、あり得ない話ですが、操作ということもあるのでないでしょうか。そういう部分を考えながら、この条文を整理していくのであれば私どもわかるのですけれども、ただその利害関係のある方が若干名というようなことになると、なかなか理解しづらいものがあるというように思うわけでございます。

このことについて、利害関係といいますが、この都市計画審議会にかかわることでもあります。大変むつ市の中でも大きな事案にかかわることでもありますので、やはりその部分はもっと慎重であるべきではないかと。そして、臨時委員も専門委員も、やはり我々が納得できるような説明をいただかないと、なかなかその部分では変な横やりな考え方というようなこともあります。その点についても、十分注意しながら考えていかなければならない部分ではないかと思うのですが、その点について、市長はどのようなご見解をお持ちでしょうか。

○議長（山本留義） 建設部長。

○建設部長（鏡谷 晃） ただいまのご指摘に関しましては、慎重に対応してまいりたいと考えておりますし、専門委員、臨時委員に関しましても、審議会の中で必要と認めるときのみその指定をすることになりますので、十分に注意して、今後そういう採用に当たりましても、バックデータ等は当然事務局等で集めることになろうかと思っておりますので、審議会にそういう慎重な審議をお願いするというようなことで取り組んでまいりたいと思っておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） これで菊池広志議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第46号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第46号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第47号

○議長（山本留義） 次は、日程第5 議案第47号 むつ市介護老人保健施設条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第47号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第47号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第48号

○議長（山本留義） 次は、日程第6 議案第48号

むつ市脇野沢高齢者福祉施設条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第48号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第48号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第49号

○議長（山本留義） 次は、日程第7 議案第49号 財産の取得についてを議題といたします。

本案は、むつ市消防団川内消防団第12分団及び大畑消防団第9分団配備の小型動力ポンプ付積載車を老朽化に伴い更新するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第49号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第49号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第50号

○議長（山本留義） 次は、日程第8 議案第50号 財産の取得についてを議題といたします。

本案は、小形ロータリー除雪車を配備するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。8番佐賀英生議員。

○8番（佐賀英生） 小形ロータリー除雪車の購入についてなのですが、3回にわたる入札の中でなかなか厳しい状況で3回目で決まったということなのですが、いろいろ車の仕様ですとか金額の部分とかあろうかと思うのですが、この入札状況に至った経緯を教えていただきたいのですけれども。

○議長（山本留義） 財務部長。

○財務部長（下山益雄） 入札に至った経緯ということでございますけれども、今回の小形ロータリー除雪車、これは今冬の豪雪等にかなり威力を発揮したということで、その増を図りたいというふうな趣旨で導入を決めたものでございます。今回の入札は、1社ということになったわけでございますけれども、入札に当たりましては、建設用特殊車両販売と、こういう区分で、応札を希望しております市内に本店または営業所等を有する12社を指名させていただいたところでございます。指名の結果、入札開始前に辞退ということで意思表示をされた会社が6社ございました。それから、入札を棄権したものが2社。棄権というものは、辞退という意思表示もなければ、当日入札にも参加されなかった業者ということで、何ら意思表示をされなかったという業者さんですけれども、この業者さんが2社でございまして、残りの4社が応札しましたものの、価格を提示いたしまして、入札したものが1社ということで、残りの3社は応札の段階で辞退の意思表示をしたというところでございます。

以上です。

○議長（山本留義） 8番。

○8番（佐賀英生） わかりました。多分この仕様の車がなかなか扱うところが少ないですとか、金額が合わないという部分なのでしょうけれども、どうでしょう、部長、これ若干その仕様を上げてみたり、下げてみたりして、その車種を広げると

というような考え方はなかったのかどうかをお聞きしたいのですけれども。

○議長（山本留義） 財務部長。

○財務部長（下山益雄） 今回の小形ロータリー除雪車につきましては、昨年度も同様の小形ロータリー除雪車を入札で導入したところでございます。その際は、同じ12社の指名に対しまして、6社が価格を提示しての応札でございました。

今回の仕様書はどうだったのかということでございますけれども、昨年度導入しました機種と比較しても、除雪の幅が昨年度は1.3メートル級、今回が1.5メートル級ということになっただけで、その他の仕様、さらに納期等の期間も同様の設定でございまして、入札の案内を行ってございます。入札に参加する諸条件は、昨年と別段変わったところはないというふうに認識してございます。

以上です。

○議長（山本留義） これで佐賀英生議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第50号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第50号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第51号

○議長（山本留義） 次は、日程第9 議案第51号 新たに生じた土地の確認についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第51号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第51号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第52号

○議長（山本留義） 次は、日程第10 議案第52号 新たに生じた土地の字名についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第52号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第52号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第53号

○議長（山本留義） 次は、日程第11 議案第53号 青森県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第53号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第53号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第54号

○議長（山本留義） 次は、日程第12 議案第54号

人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについてを議題といたします。

本案は、12月31日をもって任期満了となる人権擁護委員に磯山隆幸氏を推薦することについて、議会の意見を求めるためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第54号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第54号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は適任と認め、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

◇議案第55号

○議長（山本留義） 次は、日程第13 議案第55号 平成24年度むつ市一般会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありませんので、順次発言を許可します。まず、8番佐賀英生議員。

○8番（佐賀英生） 第6款の農林水産業費のほうの部分なのですが、アワビの種苗放流事業が、名称が変わりまして、同様の被災地種苗放流

支援事業補助金という形になっているわけですが、多分今の震災の件でそういう名目が変わったと思うのですが、この事業は大体何年ぐらい続けていかれるものかということ、例えばこの事業が終われば、前のアワビの種苗放流事業という形に戻るのかということについてをお伺いしたいと思います。

○議長（山本留義） 経済部長。

○経済部長（澤谷松夫） ただいまの佐賀議員のお尋ねにお答えいたします。

まず、本事業が変わった理由でございますけれども、平成23年3月11日の東日本大震災により被害を受けた海域の水産資源の早急な回復と漁業者収入の向上を図るため、被災海域における種苗放流事業を市町村を通じて漁業協同組合が実施する経費について、国から県を通じて助成する制度がありますので、その制度を利用するため予算を組み替えて実施するものでございます。

この事業につきましては、昨年度も事業を実施しておりますが、今年度も今組み替えて実施したいというふうなことでございます。

また、次にいつまでの事業かというふうなことでございますけれども、来年度以降につきましては、現在国と県が協議中でありまして、明確にお答えできないとのことでありますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 8番。

○8番（佐賀英生） まだ今国と県が協議中ということで、いつまでの事業かということはわからないということなのですが、例えばこれがそういう被災地にかかわる部分の漁業の方々に少しでも事業で積み増しできればということなのですが、これが事業がある程度軌道に乗るといいますか、物がなってきた、その採捕できる、また種苗が大きくなってきて水揚げが上増しできるとなったら、さっきの答弁からいけば協議していないというこ

となのですが、これがまた延長といえますか、名称を変えてもやるという可能性もなきにしもあらずなんでしょうか。そこら辺もちょっとお願いしたいのですが。

○議長（山本留義） 経済部長。

○経済部長（澤谷松夫） ただいまのお尋ねにお答えいたします。

実は、この事業というものにつきましては、関根浜漁業協同組合と大畑町漁業協同組合がずっと通年で実施してきている事業でありまして、この放流で実施した貝の水揚げの状況が非常に多い割合を示してきてございます。したがって、今後とも両漁協がこういうふうな事業を活用したいというふうな意向はあるかと思っておりますけれども、対応できない部分があるものであれば、両漁協の要望によりまして、さらなる振興のために継続することになるかと思っておりますので、その辺でご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） これで佐賀英生議員の質疑を終わります。

次に、13番濱田栄子議員。

○13番（濱田栄子） 議案第55号 平成24年度むつ市一般会計補正予算について質疑いたします。

8ページの第4款衛生費、第1項のところ、予防費1,250万円、ポリオ予防接種事業費とありますが、これは厚生労働省では平成24年9月1日より生ワクチンから不活化ワクチンにかわっております。むつ市も生ワクチンは2回の接種で完了でしたが、不活化ワクチンは4回接種が必要でございます。ただ、生ワクチンの場合、これまで時として副作用があり、麻痺を残す子供さんもありましたが、これからの不活化ワクチンにおきましては副作用はないということで、今こちらに全面的にかわりましたが、今回の予算はそれに伴うものの補正でしょうか、お聞きいたします。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（松尾秀一） 濱田議員のお尋ねにお答えします。

濱田議員ご指摘のとおり、平成24年9月1日から予防接種施行規則等が改正になったことを受けまして、まれに副反応による症状が発症する生ワクチンの接種にかわりまして、ポリオウイルスを殺し、免疫をつくるのに必要な成分を取り出した不活化ワクチンの接種に変更になりましたことから、むつ市においても9月から不活化ワクチンの接種を開始するというものでございます。

以上でございます。

○議長（山本留義） 13番。

○13番（濱田栄子） けさちょっと市の広報、ホームページを見てまいりましたら、まだ更新されておられません。不活化ワクチンが報道等により知られておりますが、生ワクチンの接種を控えることのないようにというような文言がまだ載っておりました。やはりインターネットの時代ですので、速やかな広報活動をお願いしたいと思います。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（松尾秀一） 本補正議案が御議決賜りましたら、速やかに対処してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山本留義） これで濱田栄子議員の質疑を終わります。

次に、2番横垣成年議員。

○2番（横垣成年） 3点ほどお願いします。

まず、本庁舎屋根等改修事業というのがあるのですが、これはどういうものなのか。庁舎の屋根が壊れたということか、それとも庁舎の改修が屋根まで及ぶというような中身なのかどうかというのを聞きしたいと思います。

2点目ですが、先ほど同僚議員も聞きましたが、ポリオ予防接種事業のことではありますが、先ほどの説明で大体わかりましたが、これは接種費用と

いうのは無料という形で実施されているのかどうか、そこのところをちょっと確認させていただきたいと思います。

それと、このポリオ予防の生ワクチンから不活化ワクチンということで、今までとの違いというののちょっと教えていただければなというふうに思います。

3点目ですが、ワカサギ増殖試験事業というのがあるのですが、この内容をちょっとお聞きしたいなど。これは、どこの場所でやるのか、例えば田名部川でやるのか、早掛沼でやるのか、そういうところをお聞きしたい。

それと、地域振興になるというふうな説明、提案理由には書いてあるのですが、この地域振興となると判断した根拠というのはどういうものなのかというのを聞きしたい。

そして、これがそれなりに流れに乗れば、当然流通、販売というのは出てくるのですが、そういうむつ市として流通、販売、これをどの程度まで考えているのか、ここのところをちょっとお聞きしたいなど。

以上です。

○議長（山本留義） 財務部長。

○財務部長（下山益雄） 横垣議員のお尋ねにお答えいたします。

本庁舎屋根等改修事業でございますけれども、今冬の豪雪により屋根及び屋上部分に被害がありましたので、原状復旧に要する経費を計上したものでありまして、被害の全容について、雪解けを待ってからの確認と破損箇所の調査及び被害額の算定等に時間を要しましたことから、今回の補正での対応となったところでございます。

被害の状況についてでございますけれども、豪雪と気温の低い状態が長く続きましたことで、瓦屋根に雪や氷の塊が長期間堆積したということで、瓦の亀裂や破損、それから瓦の落下等の被害

がございまして、これらの修復が必要な箇所が6カ所ございます。また、氷や瓦の落下によって屋上の防水シートですけれども、これが破れてしまったという破損の箇所が4カ所ございます。それから、非常用発電機へ接続している配線ケーブルのラックが、氷の塊が落下したことで破損したということで1カ所などとなっております。

なお、改修費用につきましては、全額建物災害共済の対象となる見込みでございまして、歳入の諸収入に同額の災害共済金を計上してございます。

以上でございます。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（松尾秀一） 横垣議員のポリオ予防接種事業につきましてお答えいたします。

まず、接種費用につきましては、予防接種法に基づく定期的予防接種となりますので、従来どおり無料となります。また、従来の生ワクチンと不活化ワクチンの違いであります。生ワクチンは経口接種で、口から飲むことにより接種しておりますが、不活化ワクチンにつきましては、皮下接種となり、注射での接種となります。

以上でございます。

○議長（山本留義） 経済部長。

○経済部長（澤谷松夫） ワカサギ増殖試験事業の内容についてお答えいたします。

田名部漁業協同組合では、これまで独自に新田名部川河口で捕獲したワカサギの親魚を田名部川上流に運搬、放流し、水路や河川の砂利等に自然産卵させる方法によりワカサギの増殖試験事業に取り組んでおります。しかしながら、ふ化の効率が悪いと、有効な増殖方法として、神奈川県芦ノ湖で実績を上げている付着性卵ふ化装置を導入し、ワカサギの増殖試験に取り組むものであります。

今回の試験事業の実施については、ワカサギの

親魚から卵をとる場所及びふ化をさせる施設を田名部漁業協同組合の荷捌施設の一角を利用し実施する計画であり、最終的なふ化放流場所としては、田名部川上流を考えております。

また、地域振興となると判断した根拠についてでございますが、ワカサギは田名部漁業協同組合の漁業権魚種となっており、重要な魚であります。増殖試験を成功させることにより、内水面漁業の振興が図られるためでございます。

次に、ワカサギの流通販売についてでございますが、田名部川河口では毎年3月下旬ごろに、約5トン程度が捕獲され、その一部が地元市場に出荷された後、スーパーで販売されております。今回の事業は、試験事業段階であり、増殖試験が成功することにより、今後ワカサギの漁獲数量の増加や地元市場への出荷量が増加していくものと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） 屋根の問題でございますが、先ほどの説明ですと、雪がしみ込んで、それで氷になったり解けたり、そういうことでひびが入ったということですが、これは今までと同じようなまた瓦屋根で改修するのかどうか、そこのところをお聞きしたいと思います。

また、今私が心配するのが、同じ構造だと、また同じような被害があるかなというふうに思いますので、そこのところをお聞きしたいと思います。

それと、ワカサギのほうですが、流通販売の件ですが、数量がふえれば、それなりに地元だとか流れるという答弁だけだったのですが、地元だけでなくて外のほう、当然ふえれば外のほうも市としてそれなりに手当てというか、いろんな情報を提供してやったほうがいいかなと思いますので、ふえた場合に、そこの手がかりというか、むつ市としてやっぱりもっとこういう場面にも流通させることができるというふうなものがあるのか

どうか、そのところをちょっとお聞きしたいなというふうに思います。

○議長（山本留義） 財務部長。

○財務部長（下山益雄） 屋根の改修の件についてのお尋ねでございますが、瓦が壊れたということで、これからもそういうことがあるのかということでございますけれども、瓦の性質上、今回の厳しい冬のようなことがありますと、また繰り返すということは十分あり得ることだろうと思います。今瓦の在庫がありますので、毎冬若干壊れますが、それら在庫をもって改修に当たってきたところであります。ただ、議員ご懸念のように、その在庫で持っている瓦がなくなれば、やはりその改修の費用というのはかかってくるだろうと思いますし、長期的な視点で見ますと、屋根を瓦から亜鉛ぶきとか鋼板ぶき等にかえる検討も必要になるのかなと、そういうふうに考えてございます。

○議長（山本留義） 経済部長。

○経済部長（澤谷松夫） ただいまの横垣議員のご質問にお答えいたします。

この試験増殖事業が成功して増加した場合の供給の体制のことになるかと思うのですが、今現在は地元市場へ出荷されてスーパーへというふうな流通経路になってございますけれども、当然漁獲量がふえまして、漁協で取り扱うような場面まで想定すれば、大量に出荷された場合には消費する場面もそれなりに研究して出荷されていくことになろうかと思えます。その場面で市でお手伝いできる部分があれば、PR等には十分協力してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと思えます。

○議長（山本留義） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第55号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第55号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

◇議案第56号

○議長（山本留義） 次は、日程第14 議案第56号 平成24年度むつ市介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第56号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第56号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第57号～議案第65号

○議長（山本留義） 次は、日程第15 議案第57号 平成23年度むつ市一般会計歳入歳出決算から日程第23 議案第65号 平成23年度むつ市水道事業会計決算までの9件を一括議題といたします。

質疑に入る前に、平成23年度むつ市各会計決算に対する監査委員の意見を求めます。代表監査委員。

(小川照久代表監査委員登壇)

○代表監査委員(小川照久) 平成23年度むつ市一般会計等歳入歳出決算及び基金の運用状況について、審査の結果を報告いたします。

今回審査に付されましたむつ市一般会計、むつ市国民健康保険特別会計、むつ市後期高齢者医療特別会計、むつ市下水道事業特別会計、むつ市公共用地取得事業特別会計、むつ市介護保険特別会計及びむつ市魚市場事業特別会計に係る歳入歳出決算書、附属書類並びに基金の運用状況を示す書類の計数は、いずれも関係証拠書類と符合しており、正確でありました。

また、予算の執行は法令に準拠して、適正かつ効率的に執行されており、財産の管理等についても適正であると認めました。

平成23年度のむつ市一般会計歳入歳出決算は、実質収支で約1億1,000万円の黒字を生じた決算となりました。当年度は、東日本大震災の影響による先行き不透明な状態からスタートし、加えて記録的な豪雪による除排雪経費に異常な費用負担が生じ、自然の猛威に恐れをなした1年でありました。

このような状況下でありながらも、持続可能な財政運営を堅持できたことは、内部経費の節減はもとより、可能な財源の確保に全庁職員が一丸となって取り組んだ成果であったと受けとめております。

特別会計については、6特別会計のうち国民健康保険特別会計決算において、実質収支で約4億8,700万円の赤字を生じた深刻な決算となっております。国民健康保険税の収入率は、合併後初めて70%を超えたものの、加入世帯数の減少や課税の基礎となる所得の減少などにより、引き続き厳

しい財政運営が想定されることから、抜本的な制度改正が望まれるものと捉えております。

次に、平成23年度むつ市水道事業会計決算について、審査の結果を報告いたします。審査に付されましたむつ市水道事業会計決算書を初め財務諸表、その他の附属書類は、いずれも関係する証拠書類と符合しており、正確でありました。

また、予算の執行は地方公営企業法ほか関係法令に準拠して、適正かつ効率的に執行されており、経営成績及び財務状態についても適正であると認めました。

今後におきましては、むつ市水道ビジョンの主要施策として着手した西通り地区における水道施設の整備に向けた継続事業が健全な経営のもとで確実に遂行されることを望みます。

審査の詳細につきましては、お手元に配布の平成23年度むつ市一般会計、特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書、むつ市健全化判断比率審査意見書、むつ市水道事業会計決算審査意見書、資金不足比率審査意見書のとおりでありますので、ご審議の参考にさせていただきたくお願いを申し上げます。決算審査の報告といたします。

○議長(山本留義) これで監査委員の意見を終わります。

これより質疑に入りますが、先ほど一括議題といたしました9議案については、それぞれ区分して質疑を行いますので、ご了承願います。

まず、議案第57号 平成23年度むつ市一般会計歳入歳出決算について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので発言を許可します。

15番中村正志議員。

○15番(中村正志) それでは、議案第57号 平成23年度むつ市一般会計歳入歳出決算について、質疑をさせていただきます。

私たちに与えられた資料をもとに質疑をしたいと思いますが、まず最初に、実質収支で黒

字を確保したわけでありますが、この黒字を確保するために一部予算の執行を凍結した事業等があるとは思いますが、それらは何でありましょうか。また、その凍結した事業につきましては、今後どのように行われるのかお聞きをしたいと思います。

また、単年度収支で約3億1,000万円の赤字ということになりましたが、要因につきましてははる説明をされていましたが、率直にこのことについて、市長はどのように考えておりますでしょうか。そのあたりをお聞きしたいと思います。

また、今後の財政運営につきまして、単年度収支、実質収支、それぞれあるとは思いますが、それらについてどう考えるかといいますか、どちらをどのように重視するかといいますか、その辺の考え方をお聞きしたいなというふうに思います。

ちょっと細かくなりますが、平成23年度におきますむつ市の基準財政需要額、また基準財政収入額はそれぞれ幾らになっているのかお聞きをしたいと思います。

次に、若干細かくなりますけれども、一時借入金利子が約4,500万円ございますが、平成23年度中の一時借入金の総額はどれくらいになっていたのか。また、その借り入れるに当たりまして、どのような場合、あるいは何のためのどのような所管が借入れをしたのかお聞きをしたいと思います。

また、この一時借入金につきましては、貸付金なんかと違いまして、予算書、決算書には反映されないのですが、前から大分疑問に思っていたのですが、予算書に反映されないというのは、財政何とかの決まり事か何かだと思いますが、その辺についてお答えできればお願いをしたいと思います。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 中村議員の、単年度収支に

おいて約3億円余の赤字というふうなことについてお答えをいたします。

具体的に、この計算方法等は、中村議員既にご承知だと思いますけれども、平成23年度決算、この決算におきまして、単年度収支が赤字という主な要因というふうなことでは、さまざまな部分での費目での増減というふうなものがあるわけでございますけれども、やはり除排雪経費というふうなことが前年度に、前の年度に比べまして約10億円以上というふうな形で、非常に大きな増加ということがあったわけございまして、特別交付税の増加とか財政調整基金、この全額の取り崩しということなどでも単年度黒字を確保できなかったというふうなことは、自主財源に乏しい当市の財政基盤の脆弱さというふうなことを改めて認識をさせられたものでありますので、今後やはりさまざまな場面に備えての財政調整基金等の積み立て、こういうふうなものをしておかなければいけないものというふうなところでございます。毎年度剰余金、これを生み出して、不測の事態にも備えていかなければいけない。それこそ私が常々お話をさせていただいている「持続可能な財政運営」、これに帰着するものというふうなことでありますので、実質収支1億円余の黒字というものの、気を引き締めてこれからまた取り組んでいく必要があると、このように認識を改めてさせられた平成23年度の決算であると、こういうふうに思います。

その余につきましては、担当からお答えいたします。

○議長（山本留義） 財務部長。

○財務部長（下山益雄） それでは、お尋ねの1点目、実質収支で黒字を確保するために一部予算の執行を凍結した事業は何かということでございます。

執行を凍結した事業は、全部で19事業でありま

して、主なものを述べますと、まず農地地図情報管理システム構築事業、公用車購入事業、これは公用車1台分です。それから、雨水対策調査検討委託事業、本庁舎無線LAN構築事業、庁舎外構環境整備計画策定業務委託事業、それから入札が既に終わってありました一般廃棄物収集業務委託料の執行残等が主なものでございます。

なお、これらの事業につきましては、担当部署との協議を行い、すぐに市民サービスや地域の経済活動に影響を及ぼさないものというふうな目線でもって事業を選択し、執行を凍結したというところでございまして、平成24年度の、今年度の予算編成におきましては、これら執行を見送りました事業を最優先に採択することといたしまして、担当部署との予算ヒアリングを通じ調整いたしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

それから、今後の財政運営において単年度収支、実質収支、それぞれについてどのように考えるのか、またどちらを重要視するのかという点についてでございますけれども、まず基本的な考え方を申し上げますと、財政運営上いずれの収支とも黒字を継続していくということが理想であろうというふうに考えてございます。つまり単年度収支が黒字であるということは、新たな剰余金が生じたことになりまして、財政調整基金への積み増しも可能でありますし、結果として実質収支の黒字も維持することができるということになるわけでございます。しかしながら、このような状態が続き過ぎますと、黒字がたまる一方となりまして、租税を調整する自治体としては税を引き下げるか、それに見合う行政サービスを提供することで黒字を取り崩し、単年度収支を赤字にして行政水準を引き上げることも考慮しなければならないと考えているところでございます。したがって、一般的に自治体の財政状況は実質収支、いわゆる累積収支が黒字であるか赤字であるかで判断されますこ

とから、どちらを重要視するかということのお尋ねにつきましては、やはり実質収支を優先して考えざるを得ないものというふうなことで認識しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

それから、基準財政需要額、基準財政収入額は幾らであるかというふうなお尋ねでございました。基準財政需要額でございますけれども、これは合併特例措置を含めた額で申し上げますと、150億301万9,000円、基準財政収入額は50億5,904万6,000円となっております。

以上です。

○議長（山本留義） 会計管理者。

○会計管理者総務政策部理事出納室長（大橋 誠）

一時借入金についてのお尋ねにお答えいたします。

一時借入金は、予算執行過程で支払資金が不足した場合に資金繰りのために借り入れするものでございます。平成23年度の借入額は5億円、10億円単位で借り入れしておりますが、5億円が10件で、借り入れ延べ日数が931日、10億円が5件で、借り入れ延べ日数が373日となっております。所管は出納室でございます。

次に、一時借入金は予算書、決算書に反映されないのかというお尋ねでございまして、一時借入金はあくまでも歳入と歳出の時期的なずれの調整のために認められているものでありまして、借り入れ年度内に当該年度の歳入をもって償還しなければならないということから、借入額及び償還額は歳入歳出予算に計上されることはございません。したがって、決算書にも記載されることはございません。ただし、借り入れの最高額につきましては予算で定めなければならないこととされております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 15番。

○15番（中村正志） 何点かお聞きしたいと思います。

す。そうしますと、むつ市においてどうなのでしょう、本来交付されるべき地方交付税の額というのは、先ほどお聞きした数値でいくと約100億円というふうな理解でよろしいのでしょうか。そこら辺をまずお聞きしたいと思います。

それでいきますと、現在平成23年度の地方交付税122億円だったのですが、普通交付税が99億円、特別交付税が22億円、震災復興特別交付税が1億円というふうな形でありまして、どうなのでしょう、これ、合併算定がえ適用額分はきちんと含まれた形での交付税額と考えていいのでしょうか。大してお互いのところに差がないように感じるのですが、その辺のご説明をお願いしたいと思います。

先ほど市長の答弁の中で、これ何回も出てくるフレーズではありますが、持続可能な財政運営ということでお話が出てきておりますが、それでいきますと、経常収支比率、こちらのほうは依然と高い状態でございまして、これをどうしていくのかというのが非常に重要な問題となっていくかと思っております。今回私たちに示された資料でいきますと98%、また括弧書きのほうでは104.8%というふうな掲げ方をしております。この括弧書きの部分、示してくれて大変ありがたいなというふうに感じております。なかなかそこまできちんと資料が出てこない部分があると思うのですが、こういうふうに出てきているというのは、情報の公開としてはすごくいいなというふうに思っております。

この経常収支比率でいきますと、本当に厳しいことが予想されると。また、いみじくも今回の提案理由の中で、平成27年度から地方交付税の段階的な減少を迎えるということが述べられております。あと3年くらいということなのですが、それを考えたときに、やはり将来を見据えた財政計画というのが必要だと、こう何回かお話をさせてもらっておりますが、昨年のお答弁ですと、平成

24年度当初予算のあたりまでには出したいなというふうな観測でお話をされておりましたが、出したいという希望的な観測だったので、出ていないからどうだというふうな言い方をするつもりはありませんが、やはりこういうふうな現在のむつ市の財政の状況を考えた場合に必要だというふうなことは再度申し添えておきたいと思っておりますし、そのためにもやはり将来的にかかるコスト、それらを今からきちんと調べていく、その部分を市民の皆様にもきちんとお知らせする、こういうふうな態度が必要だというふうに思います。

そこで、まず経常収支比率の改善と今後迎えるであろう一般財源等の減少について、現時点、あるいは将来的にこうしようという部分が現在我々に示されるのであれば、その部分についてお答えを願いたいと思っております。

○議長（山本留義） 財務部長。

○財務部長（下山益雄） お答えいたします。

まず、基準財政需要額、それから基準財政収入額、それで交付税はということで、その差が交付税となって交付されているものであるということは議員お話しのとおりでございます。そこには、合併特例措置が入っているのかということですが、入っております。約17億8,000万円くらいだったと思っておりますけれども、約18億円弱ですけれども、合併特例措置は大体そのぐらいの差でございます。ですので、議員お話しのとおり、将来的に合併特例措置がなくなるというときが来ますので、そのときには段階的に交付税が18億円、約5年くらいですか、平成27年から5年間にわたって段階的に下がっていくということになるかと思っております。その中で、経常収支比率が高いということで、しっかりとその財政運営を進めていくためには、その経常収支比率を改善させて持続可能な財政運営をつくっていくべきであろうというふうな議員のご指摘はごもっともなところでござ

います。

どういふふうにそれを具体的に行っていくかということでございますけれども、議員ご承知のとおり、市税の状況につきましては平成19年度に国からの税源移譲がありまして、5億円ぐらい伸びた経緯がございますけれども、以降ずっと右肩下がりでございました。残念ながら平成23年度も若干下がったというふうなことでございまして、なかなか欲しい財源を確保するというのが厳しい状況になってございます。その中でもいわゆる徴収率の向上といいますか、日々の税務行政の中で賦課した税は確実に公平公正を旨として確実に徴収していくということで、まずその税の確保ということを考えてございます。

また、いわゆる適正な受益者負担ということも一方で考えなければならぬところであります。最近始めたところでは、収集するごみの袋の中に広告を入れて、金額的には幾らでもありませんけれども、そういうもので少しでも財源を稼ぐというふうな努力もしているところでございます。

また、その他もろもろ検討すべきことはあるのですけれども、なかなかむつ市の状況だけではなくて国の状況、それから県の状況等もありますので、一朝一夕というわけにはまいらないところなのですけれども、それでも地道に節減に努めて、総体的な財源の確保というものを図ってまいりたいというふうにご考えてございます。

以上です。

○議長（山本留義） 15番。

○15番（中村正志） 今の説明でいきますと、単純に考えて平成27年から5年後、平成32年、平成33年のあたりまでの5年ないし6年の間に一般財源であります地方交付税のほうでトータルでいくと45億円以上なくなるというふうな計算になるかと思うのですが、そうすると相当厳しい状況に陥

る。残念ながら平成23年度、平成22年度で収支が黒字になった、むつ市は財政的に大分楽になったのだなというふうな感じを市民の皆さんは感じておられる。しかしながら、状況を考えるとなかなかそうでもない。やはりそういうふうなことは、きちんとした形で知らせていくべきことなのだろうと思いますし、それに向けて将来的にこういうコストがかかるのです。そうなったときに、ではどういう事業ができて、どういう事業ができないかというふうなところが多分出てくると思います。そこら辺の判断は、恐らく思うところ、今後進めていく市民協働の中でも話し合われていって、どういふふうに判断するかというふうな場面も出てくるかと思いますが、やはりこの始まるまでの3年の間で、そこはきちんとしたものをつくっていかねばいけぬというふうにご考えますが、最後市長、その点につきましてお話をお願いしたいと思います。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 中村議員のご指摘のとおりでありまして、赤字は解消したというものの、まだ先ほどお話ありました経常収支比率、そういうふうなもの、さらに将来負担比率まだまだ、将来負担比率は220くらい、そういうふうなことで、かなり改善はされてきております。しかしながら、実質公債費比率だとか、そういうふうなものがさまざまな指標の中を考えていきますと、非常に財政の硬直化はまだ続いていると。あの雪で、もうこの状態でございます。またことしの、これからの雪の状況、また災害の状況、そういうふうなものを考えますと、非常にまだまだ綱渡りの状況であると。これは、否定は全くできないものと、このように思いますので、さらに体力づくり、これをしていかなければ、やはり家計でも同じだと思いますけれども、体力をつけていかなければいけぬ。これがやはり大事なものと、このように思

います。

今後これまでの3診療所の債務解消の部分、それからむつ総合病院の債務負担行為の部分、それから広域で取り組んでおります下北地域広域行政事務組合のこの部分への負担金、そういうふうなものも、他の自治体では考えられないようなそういうふうなところもあるわけでございますので、それも着実に解消しながら、どれだけ体力をつけていくのかというふうなところ、ここが今分かれ道に、私は岐路にあるのではないか、財政運営、こういうふうなところを常に意識をしていきたいと、このように思います。そのためには、やはり市民の皆さん方にも当市で取り組んでおります中身の見える予算、中身の見える決算というふうな形で、市民の皆さん方に財政の懐ぐあいをやはりわかりやすくご説明をする機会、これらをもっともっとつくっていかねばいけない。そのことによって、情報を共有するという、それによって、つまりそのことがまた市民協働参画、この部分にもつながってくるものと、こういうふうに思いますので、相努めていきたいと、このように思いますので、ぜひとも中村議員におかれましても、ご理解と、そしてまた財政につきましてのご提言等をよろしくごお願い申し上げたいと、このように思います。

○議長（山本留義） これでは中村正志議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第57号の質疑を終わります。

次は、議案第58号 平成23年度むつ市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質

疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第58号の質疑を終わります。

次は、議案第59号 平成23年度むつ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第59号の質疑を終わります。

次は、議案第60号 平成23年度むつ市下水道事業特別会計歳入歳出決算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第60号の質疑を終わります。

次は、議案第61号 平成23年度むつ市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第61号の質疑を終わります。

次は、議案第62号 平成23年度むつ市介護保険特別会計歳入歳出決算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第62号の質疑を終わります。

次は、議案第63号 平成23年度むつ市魚市場事業特別会計歳入歳出決算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第63号の質疑を終わります。

次は、議案第64号 平成23年度むつ市水道事業会計利益剰余金の処分について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第64号の質疑を終わります。

次は、議案第65号 平成23年度むつ市水道事業会計決算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第65号の質疑を終わります。

これで平成23年度むつ市各会計決算等に対する質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第57号から議案第65号までの平成23年度むつ市各会計決算等については、議会選出の監査委員を除く議員25名で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することにし

たいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第57号から議案第65号までの平成23年度むつ市各会計決算等については、議会選出の監査委員を除く議員25名で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました決算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配布してあります決算審査特別委員会委員名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、お手元に配布してあります決算審査特別委員会委員名簿のとおり選任することに決定いたしました。

ここで決算審査特別委員会正副委員長互選のため暫時休憩いたします。

午前 11時52分 休憩

午後 零時04分 再開

○議長(山本留義) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま開かれました決算審査特別委員会において、委員長に浅利竹二郎議員、副委員長に濱田栄子議員が選任されましたので、ご報告いたします。

ここで昼食のため午後1時15分まで休憩いたします。

午後 零時05分 休憩

午後 1時15分 再開

○議長(山本留義) 休憩前に引き続き会議を開き

ます。

◇報告第21号

○議長（山本留義） 次は、日程第24 報告第21号
平成23年度むつ市一般会計継続費精算報告書を議
題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありま
せん。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で報告第21号の質疑を終わります。

報告第21号については、文書のとおりでありま
すので、ご了承願います。

◇報告第24号

○議長（山本留義） 次は、日程第25 報告第24号
専決処分した事項の報告及び承認を求めること
についてを議題といたします。

本案は、平成24年度むつ市後期高齢者医療特別
会計補正予算について報告及び承認を求めるもの
であります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありま
せん。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で報告第24号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告第24号は、
お手元に配布しております議案付託表のとおり、
民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇報告第25号

○議長（山本留義） 次は、日程第26 報告第25号
専決処分した事項の報告についてを議題といたし
ます。

本案は、和解及び損害賠償の額を定めることに
ついて報告するものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありま
せん。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で報告第25号の質疑を終わります。

報告第25号については、文書のとおりでありま
すので、ご了承願います。

◇報告第26号

○議長（山本留義） 次は、日程第27 報告第26号
専決処分した事項の報告及び承認を求めること
についてを議題といたします。

本案は、平成24年度むつ市一般会計補正予算に
ついて報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありま
せん。

これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で報告第26号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっており
ます報告第26号は、会議規則第38条第2項の規定
により、委員会への付託を省略したいと思います。
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よっ
て、報告第26号は委員会への付託を省略するこ
とに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありま
せんので、ただちに採決いたします。

本報告は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、報告第26号は承認することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（山本留義） 以上で、本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。明9月11日は常任委員会及び決算審査特別委員会のため、9月12日及び13日は決算審査特別委員会のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、明9月11日は常任委員会及び決算審査特別委員会のため、9月12日及び13日は決算審査特別委員会のため休会することに決定いたしました。

なお、9月14日は一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 1時20分 散会